

### 3. 基本計画

#### 1) ゾーン別整備イメージ

##### (1) 平原ゾーン

- ・ イベントやレクリエーション利用の他、本地で最も大らかな観富景観が望める利点を活かした眺望の視点場として整備（大芝生広場）
- ・ 体験茶畑の他、パークウェイ沿いの斜面地の茶畑を沿道修景や富士山景の前景に利用（茶畑）
- ・ 広大な園地と約1 km に及ぶ園路を飽きさせず、また誘導を図っていくために、茶畑に加えて花畑やグラスランドスケープなどの造園的な演出によって沿道環境に変化を持たせる。
- ・ 特に公園アクセス道路沿いの範囲は、日本平ホテル方面への歩行路として、芝生広場を囲むように築かれた築山によって視点場の高さを確保し、観富の展望散策園路として位置付ける。



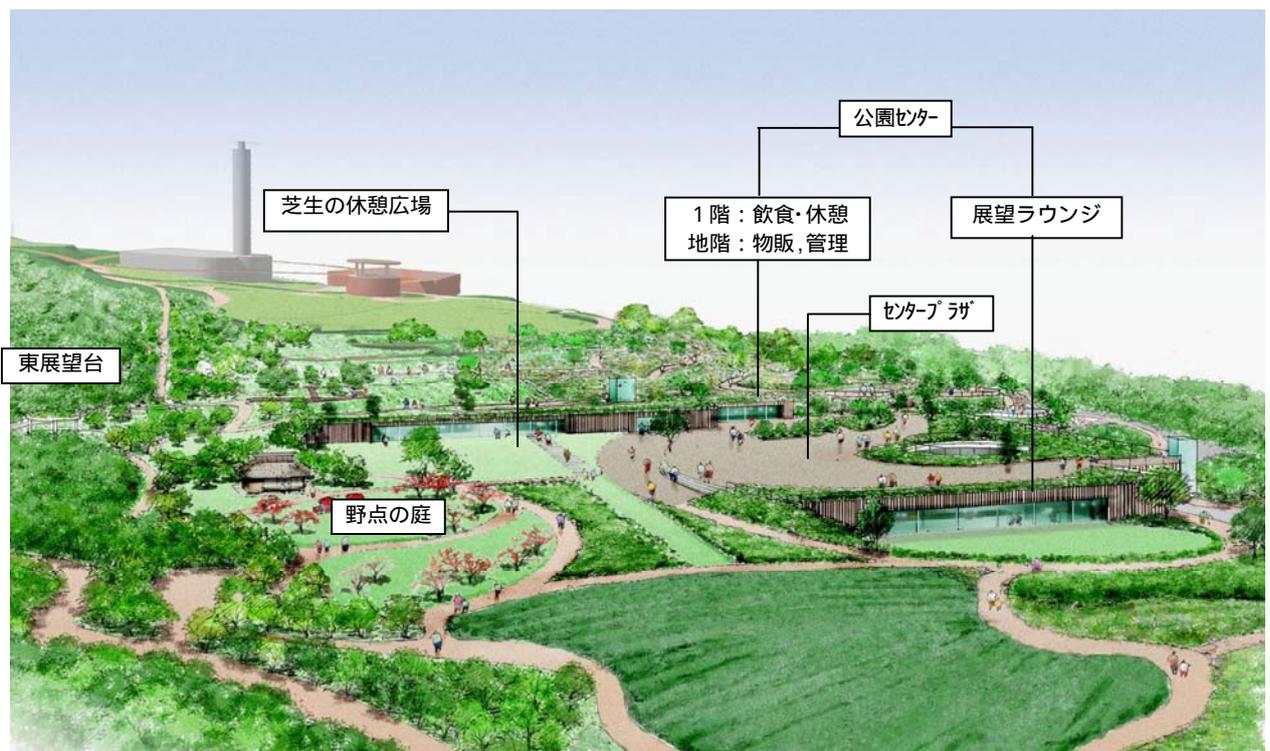
##### (2) 駐車場

- ・ センターゾーン側から、車いす使用者用、大型車及び路線バス乗降場、大型車、乗用車（常設）、乗用車（仮設）の順に、北向き斜面方向へ配置する。
- ・ 基本構想（平成18年度）の駐車需要予測数より、乗用車915台（目標値950台）、大型車44台（目標値45台）、車いす使用者用12台（バリアフリー新法基準）を計画台数とする。（駐車台数については、景観への影響が大きいため、設計に先立ち再度検討）
- ・ 公園センター地階へのアクセスとすることで、公園センターと一体となった人工地盤面の天蓋を設け、車寄せ及び大型車駐車場舗装面の景観的影響を軽減する。同時に、車寄せ部では、車両乗降時の雨除けとしても機能させる。（形態・意匠等の詳細については公園センター基本設計時に再度検討）
- ・ 傾斜方向のひな壇形式（駐車柵間約1m）と各駐車場間の比高差を解消する緑地帯の配置する。
- ・ 出入庫口を1箇所に集約し、車両出入口からパークウェイ交差点までの距離を確保する。
- ・ 大型車と乗用車及びロープウェイ駐車場への進入ルートを分離。併せて、イベント時の静岡方面への出庫専用等として利用できる臨時ゲートを、現在の進入箇所に設置する。



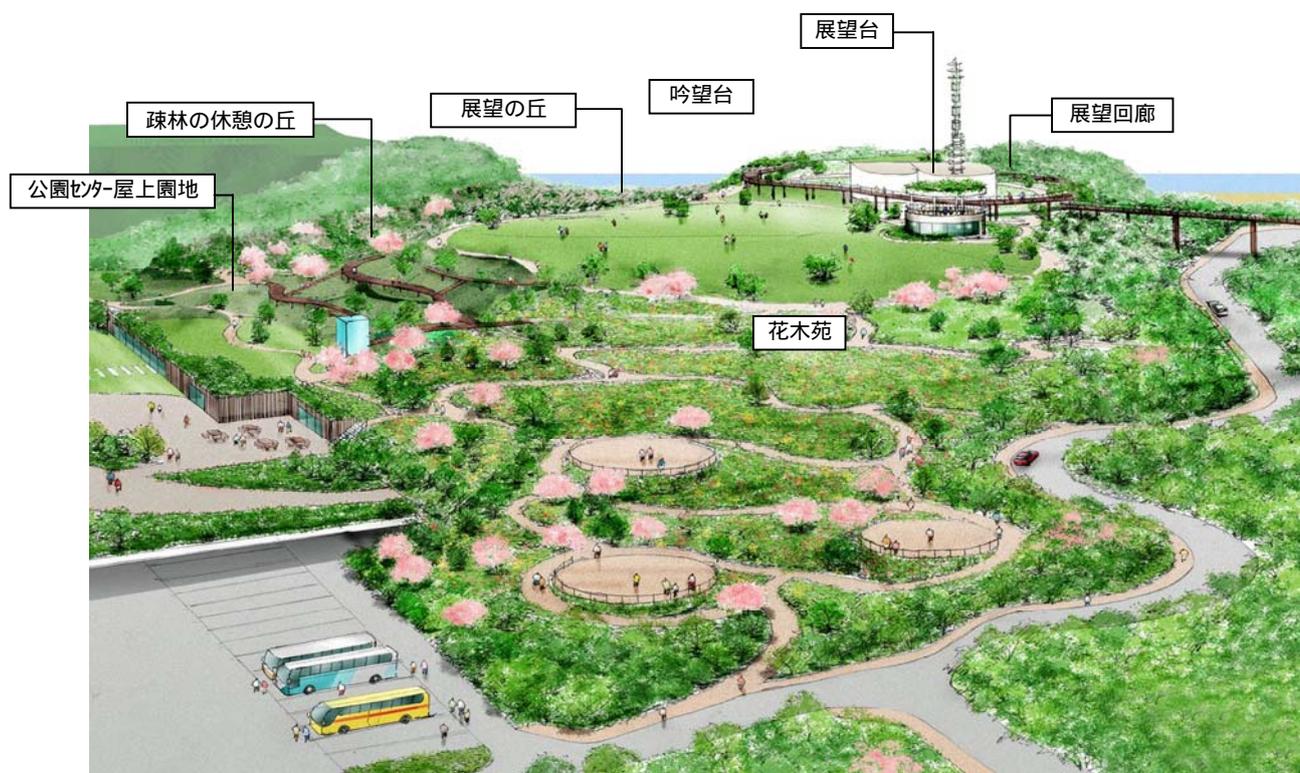
### (3) センターゾーン

- ・本公園の集散拠点となる舗装広場。多数利用時の緩衝や、にぎわいイベントの受け皿として活用できる開放空間(広場的利用)。(センタープラザ)
- ・地階車寄せ及び大型車駐車場の一部をカバーし、その上部(公園センター1階)を広場として利用。土地の有効利用と山頂部からの景観的連続性を確保する。(※基本設計時に再検討)
- ・富士山方向は、体験茶畑を前景として開放した空間とし、観富の視点場として位置付ける。
- ・公園センターの前はセンタープラザと連続した芝生の休憩広場として利用。(芝生の休憩広場)
- ・吟望台から東展望台に至る斜面伝いの道から続く稜線の範囲は、山から村に至る里の風景をテーマとした庭園空間として植栽修景を行う。特にセンタープラザ対岸は、かつての農の風景を取り入れた和の庭園空間とし、野点や常時の茶の休み処として利用。(野点の庭)



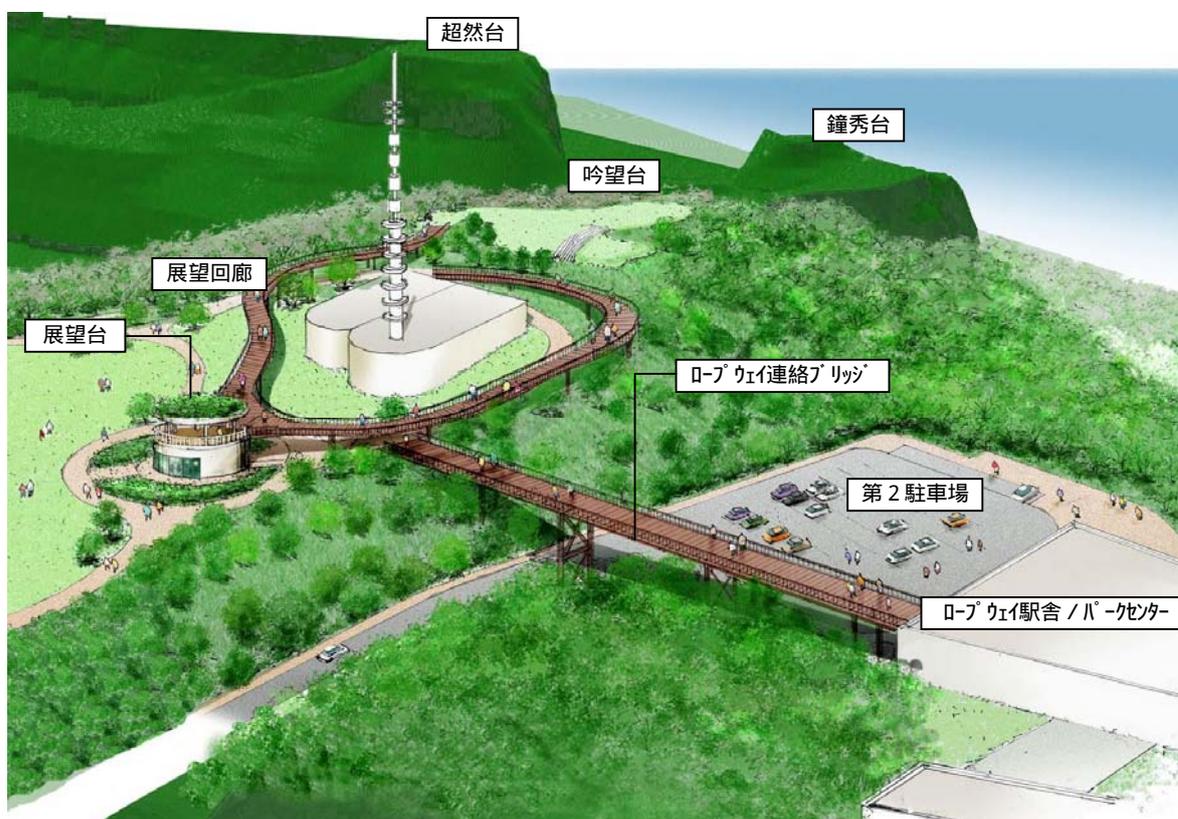
#### (4) 観富の丘ゾーン

- ・山頂部の吟望台と、比較的なだらかな広場スペース及びセンターゾーンに下る斜面地から構成され、既存地形を極力、動かさず農地であった時代の名残を感じられるような、園地及び緑地空間として利用する。
- ・吟望台は、徳富蘇峰が指定した展望地の歴史的由来に鑑み、名勝指定地としての展望史跡として整備・利用を図る。既存給水塔の移設と、記念碑外構の改修、園地広場の再整備等によって、富士山から静岡市街地、海岸方向に展望の開けた「展望広場」として再生する。(吟望台)
- ・山頂部の広場スペースは、鉄塔が建ち並び以前の山頂部景観(展望地)を想定し、展望地と山頂部の休憩広場として位置付ける。(展望の丘)
- ・斜面地エリアは広場側からの仰瞰景を意識し、山野草(和花)や花木、紅葉木等の緑地空間として園全体の面的連続性を持たせ、山頂部への誘導を図る。(花木苑・疎林の休憩の丘)
- ・特に疎林の休憩の丘では、公園センター屋上部に下る斜面緑地の中に線状の展望デッキをひな壇状に配置することで、休憩コーナーを兼ねた新たな観富の展望地として位置付ける。
- ・山頂エリアは、ロープウェイ駅舎(パークセンター)からの移動の受け皿としても機能する展望台を中心に、360度パノラマ景が堪能できる展望地として位置付ける。
- ・デジタル塔の立地により、1箇所でのパノラマ展望ができないため、デジタル塔外周を1周できるデッキ園路を配置する。(展望回廊)



### (5) 歴史のゲートゾーン

- ・既存の日本平ロープウェイ及びパークセンター（観光施設）が立地する範囲で、事業者からは中心地区への移設要望が出されている。
- ・移設にあたっては、本地が名勝及び史跡指定地になっているため、現状変更のための許可手続きが必要であり、現在までのところでは、きびしい状況にある。
- ・加えて、デジタル放送塔の電波障害に対する制約があり、基本構想（平成 18 年度）では、現状位置またはパークセンター駐車場の斜面寄り付近を適地としており、相当額の投資を要する事業メリットを勘案した場合には、現況位置での更新が最も現実的な方法と考える。
- ・但し、山頂部との相互利用がしづらい現状を考えると、利用者にとってもマイナスであるため、パークセンターの改築を前提として、展望施設との連絡施設（ブリッジ）の設置によって、複数施設がネットワークした360度展望施設としての利用が考えられる。



### (6) 公園アプローチ空間の修景演出

- ・本公園へのアクセスルートは日本平パークウェイに限られているが、名前のとおり公園道路あるいは観光道路として位置付けられる道路であり、樹間を抜けるワインディングロードとしてのポテンシャルを有している。
- ・こうした位置付けと公園への期待感を高めていくため、公園区間ではサクラ等、単一種による緑地帯の整備や、沿道樹林の風致管理によって沿道景観の改善を図る。
- ・特に付け替え区間では、山頂部等からの見え方にも配慮し、周辺地盤からの掘込み型とすることで、道路交通を意識させない工夫や、沿道部での茶畑によって郷土色を感じさせるような修景演出を図る